

ABS指針フォローアップ検討会
設置概要

検討会の設置概要

1. 検討会の趣旨・目的

- 日本は、平成29年に名古屋議定書（正式名称：生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書）を締結し、同年8月20日に議定書が我が国において効力を生ずるとともに、国内措置である「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」（以下「ABS指針」という。）が施行された。
- ABS指針は、その附則2において、遺伝資源の取得の機会及び利益の配分に関する社会的情勢の変化等を勘案し、必要に応じ見直しを行うこととされ、また、その附則3において、我が国に存する遺伝資源の利用のための取得の機会の提供に係る法令（以下「提供国措置」という）の整備の要否について、指針の施行日から5年以内に検討を加えることとされている。
- 以上から、令和4年8月20日に施行後5年が経過することを念頭に、日本の実情に照らし提供国措置の整備の要否等について検討を進めるとともに、現時点における現行指針による利用国措置等の実施状況のフォローアップを行うため、環境省事業において産業界及び学术界の有識者等により構成される検討会を設置する。

2. 主な検討事項

- ABS指針による利用国措置等の実施状況のフォローアップ
- 提供国措置の整備の要否に関する事項
- その他ABS関連国内政策に関する事項

3. 委員

- ²● 資料1の通り。

検討会の運営要領

1. 検討会の構成

- 委員により構成する。
- 座長を1名置く。
- オブザーバーとして、関係省庁（ABS指針の共同告示の所管官庁及びABS関係省庁）の出席を認める。

2. 検討会の運営

- 検討会の事務は座長が掌理する。
- 検討会の運営事務は、環境省及び同省委託事業者が行う。
- 意思決定が必要な場合、原則として出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には座長が決する。
- 座長は必要に応じ、専門家等を招聘し又はオブザーバーの追加出席、発言を認め、検討に必要な意見聴取や報告を求めることができる。
- 会議は原則公開で行う。傍聴者の発言は認めない。
- 会議は記録のため録画又は録音し、配布資料及び議事録は原則公開する。

令和3年度における開催スケジュール

開催回	開催時期	主な議題（案）
第1回	令和3年12月10日（金） 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none">● ABS指針フォローアップ検討会の設置について● 名古屋議定書及びABS指針の概要及び施行状況と我が国のABS取組事例について● ABS指針施行後の課題整理について
第2回	令和4年2月16日（水） 10:00~12:00	<ul style="list-style-type: none">● ABS指針施行後の課題整理と対応の方向性について● 検討会報告書骨子（案）について
第3回	令和4年3月中下旬頃	<ul style="list-style-type: none">● 検討会報告書（案）について
※検討状況に応じ、各回において取り扱う議題は変更の可能性がある。		